

## 2019年 輸送の安全に関する公表



小田急シティバス株式会社は、2019年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり輸送の安全に関する公表を行なっております。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業の状況をふまえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

**安全方針**

「安全はすべてに優先する」

- 安全確認の励行
- 法令遵守

**安全宣言**

私たちは、お客さまに安全・快適なサービスを提供し、地域に貢献することを宣言致します。

**安全三訓**

- 安全の確保に近道はない
- 安全の確保に妥協はない
- 安全の確保に終わりはない

小田急シティバス株式会社  
取締役社長 須藤 孝

- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan・Do・Check・Action) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表いたします。

## 2. 輸送の安全性に関する目標及び当該目標の達成状況

2018年度は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故はございませんでした。

2019年度は重大事故ゼロ、交通事故発生件数は2021年までに2016年度の事故発生件数を半減させるため、本年度は23件までに抑えられるよう、あらゆる施策を講じ取り組んでまいります。

## 3. 2017・18年度事故統計

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
2017年度	0件	3件	27件	24件	27件 (人身事故5件、物損事故22件)
2018年度	0件	0件	23件	34件	34件 (人身事故8件、物損事故26件)
2019年度	0件		23件		

#### 4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。
- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
  - ② 輸送の安全に関する費用および投資を積極的かつ効率的に行なうよう努めます。
  - ③ 輸送の安全に関する内部監査を年2回行い、必要な是正措置を講じます。
  - ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
  - ⑤ 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (2) 小田急バス株式会社と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- (3) 管理の受委託の実施にあたっては、委託者（小田急バス株式会社）および受託者（当社）は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努めてまいります。

#### 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 運転士教育・研修
- ① 年間教育計画を基に運転士に対する関係法令の遵守、実技教育、ヒヤリ・ハット等の小集団活動を実施して輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ってまいります。
  - ② 『事業用自動車総合安全プラン2020』の取組みとして「左折時一時停止」と定めております。
  - ③ 年4回実施する安全運動期間前に全従業員を対象とした安全運転講習会を開催し、国土交通省告示1676号を基に自社・他社における事故事例の検証や健康管理の重要性などについて学び意識の向上を図ってまいります。
  - ④ 入社3ヶ月後、半年後および1年後教育を実施し、更なる安全意識の向上に努めてまいります。
  - ⑤ 貸切選任運転士には、毎年関係法令および整備技能、接客研修を実施し、お客さまから選ばれるバス会社をめざし努めてまいります。
  - ⑥ 毎月発行する「安全通信」を活用した教育を毎月実施し、輸送の安全性向上に努めてまいります。
  - ⑦ 45歳を超えた運転士には脳ドックを受診させ、健康に起因する事故防止に努めてまいります。
  - ⑧ SAS検査を全員対象に行なっております。
- (2) 安全運動を時期に応じて実施する他、毎月セーフティドライブ運動の立会いを経営幹部が街頭にて監査し、事故防止に努めてまいります。
- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ・春の全国交通安全運動講習会および小集団活動 | 2月下旬～ 3月中旬  |
| ・夏の事故防止運動講習会           | 6月下旬～ 7月中旬  |
| ・秋の全国交通安全運動講習会および小集団活動 | 9月上旬～ 9月下旬  |
| ・年末年始自動車輸送安全送総点検講習会    | 11月下旬～12月中旬 |



主要停留所立会



セーフティドライブ運動



左折時一時停止（後続車向けステッカー）



お客様への注意・車内ステッカー  
（運転士からのアイデアにより作成）



小集団活動

（運転士自ら事故防止について考える教育）



- (3) 輸送の安全に関する安全管理の取組状況の点検と改善については、本社および営業所を対象とし年間2回の監査を実施いたしております。  
監査指摘事項有、問題点については速やかに是正措置を講じております。
- (4) 直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況（あり）
- (5) 直近3年間の民間指定期間における運輸安全マネジメントセミナーの受講状況（あり）

## 6. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

- (1) 経営管理部門で安全管理に従事する者および現業部門の代表者
  - ① 毎月一度、定例連絡会議ならびに運輸安全マネジメント委員会を開催し、本社部門と営業所管理者による意見交換等を含めた情報の共有化を図り、輸送の安全性向上に努めております。
  - ② 日常から社長以下管理者が営業車への添乗を行い、運転士個々の安全に関する姿勢、接客接遇に対して適切な指導を行っております。
- (2) 運行管理者等
  - ① 独立行政法人自動車事故対策機構の運行管理者講習会を毎年受講しております。（資格を有するもの全員受講）
  - ② 飲酒運転防止インストラクター資格を取得し、アルコール指導の徹底を図っております。
  - ③ 産業カウンセラーを配置し、従業員の面談やメンタルヘルス援助への取組みを行っております。
  - ④ 従業員の健康意識を高めると共に経済産業省の健康経営優良法人認定に向けて取組みを行っております。
- (3) 全運転者
  - ① 事故発生後は速やかに事故防止委員会を開催し、原因の究明および再発防止に取り組んでおります。
  - ② 運転者は3年に1度適性診断を受診し結果に基づきカウンセリングを行っております。
  - ③ Driver Doctor Objetを活用し自己の運転を数値化し客観的に確認する教育を行っております。
  - ④ お客様に快適なサービスを提供できるよう接客研修を実施いたしております。
  - ⑤ 主任運転士を軸とした班制度を活用し、小集団によるきめ細かな指導と自らが率先して輸送の安全に関し意識づけをする場を設け、一層の事故防止対策を進めております。
  - ⑥ 年度末にドライバーコンテストを実施し、運転技術はもちろんのこと関係法令、整備技能、接客能力を総合的に判定し表彰しております（2019年度実施予定）
  - ⑦ 外部教育（クレフィール湖東）を受講し、更なる安全性の向上に努めてまいります。

### ③Driver Doctor Objet教育の様子



装置を取り付右左折時の確認動作などをデータで読み取る



データを活用した指導の実施

### (4) 貸切専任乗務員

- ① 毎年関係法令および接客研修を行い、お客さまから選ばれるバス会社を目指しております。



普通救命講習



非常口脱出訓練



雪上教育

## 7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全向上を目的として取組んだ新車購入および代替車両購入ならびに安全装置の取り付け額は、次のとおりとなります。

(1) 2018年度実績額 10,037万円

内訳

- ① 車両関係の改善 8,748万円 (車両2両代替)
- ② 設備関係の改善 1,119万円 (ドライブレコーダー車載器本体代替 他)
- ③ 安全に関する教育費用等 361万円

(2) 2019年度予算額 12,812万円

内訳

- ① 車両関係の改善 8,580万円 (車両2台代替 他)
- ② 設備関係の改善 2,985万円 (ドライブレコーダー代替、料金機改修 他)
- ③ 安全に関する教育費用等 76万円 (クレフィール湖東教育 他)

(3) 安全への設備投資

- ① ドライブレコーダー代替
- ② ドライバー異常時対応システム (EDSS) 搭載
- ③ 歩行者検知機能 アクティブ・サイドガード・アシスト 搭載

## 8. 輸送の安全に関する報告連絡体制

別紙1

## 9. 運輸安全マネジメント体制組織図

別紙2

## 10. 行政処分内容、講じた措置等

小田急シティバスでは、この度の法令違反を真摯に受け止め、輸送の安全を確保するため、運行管理体制を強化し再発防止に努めてまいります。

行政処分の年月日 2017年8月24日

行政処分の内容 輸送施設の使用停止 (20日車)

主な違反の条項 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項

違反行為の概要 交替運転者の配置義務違反

運転者に対する指導監督義務違反

運行管理者に対する講習受講義務違反

改善措置 夜間高速バスのワンマン運行については、中間点呼を実施いたします。

年齢に応じた運転者の特性を分析し、指導してまいります。

運行管理者を選任した際は、速やかに講習会を受講させます。

## 11. 安全統括管理者

小田急シティバス株式会社 常務取締役 奥村博樹 (2016年6月29日選任)

# 小田急シティバス運輸安全マネジメント組織体制

取締役社長

安全統括管理者  
運輸担当役員

運輸安全マネジメント会議	
委員長：安全統括管理者	
委員：運輸部長	
委員：財務企画部長	
委員：総務部長	
委員：人事部	
委員：各営業所	
委員：運輸部担当課長	
委員：委託会社取締役	
委員：監査役	
事務局：安全統括部	

運輸安全マネジメント委員会	
委員長：安全統括管理者	
委員：運輸部長	
委員：総務部長	
委員：営業所長	
委員：営業所副所長	
委員：整備管理者(受託事業者)	
委員：委員長が認めた者	

事故防止委員会	
委員長：運輸部長	
委員：総務部長	
委員：営業所長	
委員：運転士代表	

定例連絡会議	
議長：運輸担当取締役	
構成員：運輸部長	
構成員：総務部長	
構成員：営業所長	
構成員：営業所副所長	
構成員：整備管理者(受託事業者)	
構成員：議長が認めた者	

営業所

安全衛生委員会	
議長：営業所長	
構成員：営業所副所長	
構成員：衛生管理者	
構成員：運転士代表	

幹部会議	
議長：営業所長	
構成員：営業所副所長	
構成員：運行係長	
構成員：運行主任	

# 輸送の安全に係る情報伝達体制

